

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に入院していたが、原発事故により福島市内の病院への転院を余儀なくされた要介護5の被相続人（申立人らの祖母）の日常生活阻害慰謝料について、自ら寝返りをするこもできないなどの被相続人の身体状況等を考慮し、被相続人が死亡した平成25年9月まで10割増額した額が賠償されるとともに、申立人らのうち1名に要した介護を目的とする面会交通費について、上記転院に伴う差額分が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という）につき、申立人X1および申立人X2（以下「申立人ら」という）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という）は、次のとおり和解する。

第1 申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という）が平成25年9月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、申立人らのみが、被相続人の相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る）に対する和解金として、金648万2045円の支払義務のあることを認める。

第4 仮払補償金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が被相続人に対し、仮払補償金として金30万円を支払い済みであることを相互に確認する。この仮払補償金30万円全額について、第3項記載の和解金648万2045円より控除する方法で清算する。

第5 支払方法

（省略）

第6 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年10月29日

（仲介委員 飯田敏彦）

(別紙)

損害項目・請求期間	期 間	金 額	備 考
1 避難慰謝料(亡A分)	H23.3.11 ~H25.9.18	¥6,200,000	31 か月・20 万円/月
2 避難・帰宅にかかる 交通費(亡A分)	H23.3.19	¥5,000	
3 介護者交通費(申立 人X1分)	H23.4.24 ~H25.10.9	¥277,045	①H23.4~H24.3(16 回) 100,300 円 ②H24.4~H25.10(23 回、 H25.9.19 除く) 188,000 円 ③H25.9.19(1 回) 2,825 円 ④事故前交通費控除額 △14,080 円
和解金額合計		¥6,482,045	